

平成 26 年 6 月 27 日
経済産業省 リサイクル推進課
農林水産省 食品産業環境対策室

民間競争入札実施事業
「平成 25 年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業」
の実施状況について（案）

1. 事業の概要

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により平成 25 年度の調査の事業を実施している。

(1) 事業内容

「平成 25 年度容器包装利用・製造等実態調査」における、調査関係用品の印刷、集計プログラムの準備、調査関係用品の配布、調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応、調査票の回収・督促、調査票の回収状況の管理及び電子化、調査票の内容審査、調査客体への疑義照会、集計データ及び統計表等の作成、次年度調査に向けた名簿の修正や照会対応事例集の準備に係る業務。

(2) 契約期間

平成 25 年 6 月 18 日～平成 26 年 3 月 31 日

(3) 受託事業者

平成 25 年 5 月 1 日に入札公告を行い、6 月 3 日まで入札を受け付け 2 者の応札があった。何れも入札要件を満たしており、技術評価を経て、同 14 日に開札を実施。総合評価（価格点と技術点の和）が最も高い以下の者が落札し、受託者となった。

・株式会社三菱総合研究所

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

(1) 確保すべき質の達成状況

①スケジュールの遵守

（実施要項記載事項）

本業務の実施に当たり、経済産業省及び農林水産省と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

業務の実施は、経済産業省及び農林水産省と打合せを踏まえ、回収率を高める努力の

結果、統計表の作成がわずかに遅れることはあったが、概ねスケジュールに沿って遂行された。

契約後直ちに打合せを行い調査表や封筒など品目別に調整を行い印刷に進めた。平行して集計プログラムの準備として、エラーチェック、単純推計、拡大推計等の各プログラムを整備した。

7月には調査用品の配布を行い、9月上旬にかけて調査票の回収や督促、問い合わせへの対応、集計等の業務を実施し、その状況については経済産業省及び農林水産省に報告も併せて行われた。

10月初旬には統計表の報告が行われ、同月29日には、再商品化義務量に係る量、比率等について、産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループにおいて、報告が行われた。

11月には次年度調査に向けた名簿の修正や照会対象事例集の準備に係る業務について進め方を確認し、着実に進められた。

主なスケジュールは以下に示すとおりである。

主なスケジュール

	実施要項上のスケジュール	実績
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査関係用品の印刷 ・ 集計プログラムの準備 	6/18～6/25 6月上旬～7月下旬
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査関係用品の配布 ・ 調査票の回収・督促 ・ 調査票の回収状況の管理及び電子化 	7/5, 8, 9発送 7/9～9/19 7/9～9/19
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票の内容審査、調査客体への疑義照会 ・ 第1報から第3報までの集計データ及び統計表等の作成 	8/5～9/27
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書統計表等の作成、報告 	8/2～9/11 9/12～10/25
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度調査に向けた準備 	11/8～3/28
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書の作成 	3/3～3/31

②問い合わせ対応

(実施要項記載事項)

照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、照会対応事例集に沿って対応すること。

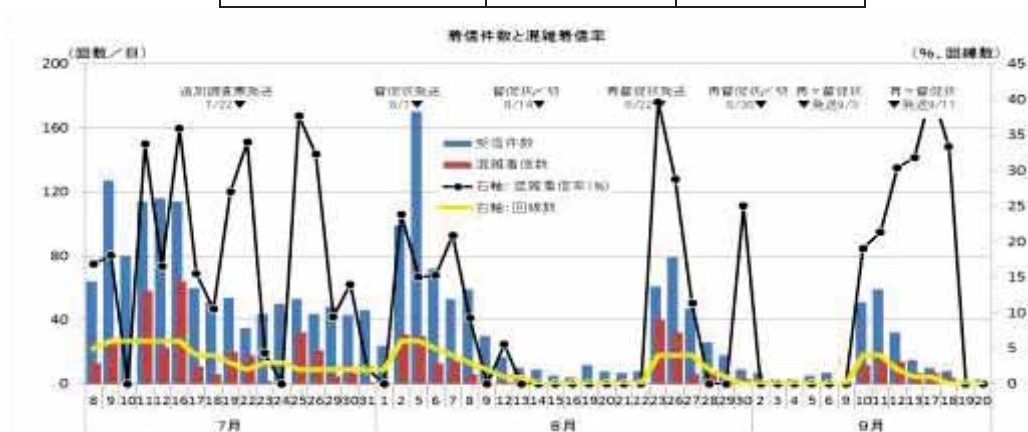
調査票の発送は7月5日に行い提出期限は7月下旬であるところ、問い合わせ対応窓口は7月8日から9月20日（土日祝日は除く）の回答の督促期間にわたって設けた。問い合わせ対応専用の電話回線を複数設け、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、照会対応事例集（マニュアル）に沿って対応が行われた。なお、電話対応を行うオペレーターは20時間程度の研修を経た上で対応を行う他、一部のオペレーターは熟練した経験者を活用した。

調査票の発送後数日間は、回線を倍増する等受信オペレーターを重点的に配置するなど、着信混雑の緩和に取り組んだ。混雑着信件数は558件生じたが、前年比では33.9%減少（844件）となった。

問い合わせの総件数は、2,176件であり、内容の内訳は以下に示すとおりである。

問い合わせの内容と件数

内容	件数	割合
一般問い合わせ	1,526	70.1%
調査対象外	321	14.8%
用紙複数到着	163	7.5%
締切守れず	48	2.2%
クレーム	39	1.8%
再送付希望	25	1.2%
意見・要望	5	0.2%
支店に到着	1	0.0%
その他	48	2.2%
合計	2,176	100%



上記問い合わせ内容のうち、「用紙複数到着」については、本事業に用いた発送リストは、

複数の統計データを母集団としているため重複した形で調査票を発送してしまうケースや、本社と支社の双方に調査票を発送するケースが見られた。完全に取り除くことは難しいが、目視による確認等により発送リストの完成度を高くする等、今後の課題と考えられる。

また、「クレーム」については、内容を随時確認し、照会対応事例集に回答も含め整理した。他の統計母集団の誤りや母集団のリストの作成とこの事業の発送時期の時間的な乖離が主な要因であった、平成25年度事業においては、調査票の見直しを検討する内容のクレームは無かった。

③基準日における目標有効回答率

(実施要項記載事項)	
一連の業務（督促業務等）を通じ、容器包装リサイクル法に基づく特定事業者の再商品化義務量に係る量・比率等の数値案及びその算定関係資料の最終セット時点（9月下旬）における調査票の有効回答率が、企業規模別に、平成19年度から平成23年度調査までの実績値の平均（大企業61.7%、中企業44.8%、小企業40.6%）を上回らなければならない。	
なお、目標有効回答率を下回った場合は、事業報告書において、実績有効回答率が目標有効回答率を下回った要因について分析し、経済産業省及び農林水産省に報告するとともに、有効回答率の達成を確保する上で必要な改善策を提示する。	

容器包装リサイクル法に基づく特定事業者の再商品化義務量に係る量・比率等の数値案及びその算定関係資料の最終セット時点における調査票の有効回答率は、企業規模別に、平成19年度から平成23年度調査までの実績値の平均（大企業61.7%、中企業44.8%、小企業40.6%）を上回ることを目標とした。

調査票について回答を受けると内容の論理的矛盾について確認し、一旦無効回答扱いとした。これらの調査票については、電話による疑義照会等を行い、該当箇所を修正し、有効回答として集計に含めている。平成25年度の回答数に対する有効回答数の割合は87.7%であった。

後述（4. 事業の実施状況 （2）実査 ③調査票の回収・督促）する、調査票の回収・督促を積極的に行ったこと等により、最終セット時点の有効回答率は、大企業62.3%、中企業47.4%、小企業47.6%であり、いずれの事業規模においても目標を上回った。

事業規模別有効回答社数

	調査対象数	回答数	有効回答数	有効回答率	目標有効回答率
大企業	5,715	3,579	3,563	62.3 %	61.7%
中企業	11,872	6,453	5,632	47.4 %	44.8%
小企業	16,238	9,275	7,736	47.6 %	40.6%
全体	33,825	19,307	16,931	50.1 %	—

④報告期日、審査

(実施要項記載事項)

報告期日までに報告をするとともに、調査票の審査、調査結果表の検討、集計した結果については、経済産業省及び農林水産省が指示する事項すべてについて行うこと。

本事業は大きく分けて、①調査票の配布・回収、②報告書統計表の作成、③次年度調査に向けた準備の3つの段階に分かれている。

①の事業実施中には、配布する資料の指示、回収状況の確認や督促の指示等を行い、それを踏まえて事業がすすめられた。②については、再商品化義務量に係る量・比率等の算出方法の指示や確認を実施、③については、翌年度にむけた客体の抽出方法の確認や照会対応事例集の更新等の指示を行い、事業が進められた。

具体的には以下の表のとおり打ち合わせを行い、調査や報告書統計表の作成等が進められた。

打合せの状況

	日程	主な報告内容	指示／確認事項
第1回 打合せ	6月19日 (水)	調査関係用品の印刷の進め方 今後のスケジュール	印刷の指示 今後のスケジュールの確認
第2回 打合せ	7月24日 (水)	調査関係用品の配布状況 今後のスケジュール	未達事業者等の対応の指示 プログラムの準備状況の確認
第3回 打合せ	8月7日 (水)	調査票の回収・督促状況 第1報集計データ及び統計表	プログラムの準備状況の確認 調査票の回収状況を確認と督促の指示
第4回 打合せ	8月29日 (木)	調査票の回収・督促状況 第2報集計データ及び統計表	調査票の回収状況を確認と督促の指示
第5回 打合せ	9月11日 (水)	調査票の回収・督促状況 第3報集計データ及び統計表	調査報告書統計表の作成状況確認
第6回 打合せ	10月2日 (水)	調査票の回収・督促状況 報告書統計表	再商品化義務量に係る量・比率等の数値等の確認や指示
第7回 打合せ	11月14日 (木)	次年度調査に向けた準備の進め方	準備すべき事項の確認

(2) 評価

調査票の印刷から発送、回収、集計、次年度の準備など当初のスケジュールに沿って

概ね遂行された。

問い合わせ対応については、オペレーターの教育やマニュアルに沿った対応を行い、問い合わせ対応の質を確保する他、調査票や督促状の発送直後といった着信数が増加するタイミングに重点的に受信オペレーターを配置し対応した。

調査票の有効回答率については、確保されるべき質として実施要項に定められた目標を上回った。

受託事業者は、事業開始から審議会まで、経済産業省・農林水産省と打ち合わせを行い、必要な報告や確認を受けながら、スケジュールに沿って業務を遂行し、本事業で作成された再商品化義務に係る量・比率等の数値案等は、平成25年10月の産業構造審議会において提出されている。

実施要項で定められた確保すべき質は、何れも確実に達成された。

3. 実施経費の状況及び評価

(1) 実施経費

平成23年度から25年度の委託費（請負）の推移は以下のとおり。

委託費（請負）の推移

単位：千円（税抜き）

平成23年度	平成24年度	平成25年度
41,500	43,500	40,000

(2) 評価

平成25年度から公共サービス改革法の民間競争入札として実施することにより、詳細な内容、確保されるべき質など、入札に関する募集情報を丁寧に説明したこと等により応札者数は平成23年度および平成24年度が1者応札であったのに対し、平成25年度は2者が応札しており競争性が確保された。

実施経費は前年比▲8.0%の削減（前年差▲3,500千円）となった。

4. 事業の実施状況

(1) 実施体制

事業の実施体制は、統計調査に精通した研究員を主体とするプロジェクトチームを構成し、業務負荷に応じて、環境・エネルギー部門のメンバーを補充できる柔軟な体制を整えている。また、調査票の回収・督促や電子化など業務の専門性や効率性を踏まえ、一部で業務の外注を活用した。受託事業者の実施体制の概要は以下に示すとおりである。

実施体制の概観

調査項目	評価項目別担当人数	外注の有無及び業務内容
調査関係用品の印刷	3	調査票の印刷及び封入作業を短時間で準備するため外注を活用。
集計プログラムの準備	3	複数の集計プログラムの内、「エラーチェック」、「単純集計」などの効率的に準備。
調査関係用品の配布	3	印刷及び封入作業と一体的に実施することにより効率性を高め外注を活用。
調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応	4	電話対応の専門性が求められるため外注を活用した。
調査票の回収・督促	4	調査票の当省からの回収、催促状の印刷・発送、催促電話については効率化を図るため外注を活用。
調査票の回収状況の管理及び電子化	3	短時間で電子化に対応するため活用。
調査票の内容審査、調査客体への疑義照会	5	
第1報から第3報までの集計データ及び統計表等の作成、報告	5	—
報告書統計表等の作成、報告	3	—
次年度調査に向けた準備	4	効率性を高めるため次年度の名簿抽出業務に外注を活用。
事業報告書の作成	3	—

(2) 実査準備

①調査関係用品の印刷

受託事業者は、調査客体に配布する以下の調査関係用品を、スケジュールに沿った配布が可能なように印刷した。その際、調査票及び簡易回答票にはプレプリント（送付時点で回答事業者名を印刷及び過去に実施した事業者に対しては担当部署名）を実施した。また、調査票の色を業種によっては調整し、集計時の効率を高める工夫を行った。

電子申請を希望がある場合は、「e-Gov 電子政府の総合窓口」を利用できるよう調査票等の電子媒体も作成し、e-Gov 電子政府の総合窓口の開設は経済産業省で行った。

<調査関係用品>

- 調査票
- 記入説明書
- 依頼状・説明会案内
- Q&A 集
- 簡易回答表
- 督促状
- 発信用封筒
- 返信用封筒

②集計プログラムの準備

受託事業者は、集計準備として、データのエラーチェック、単純集計、拡大推計の各プログラムを準備し、プログラムを用いた試算を予め実施した。また、比率等算出プログラムを準備し、動作確認を行った。

(3) 実査

①調査関係用品の配布

調査関係用品の配布は、問い合わせ窓口に問い合わせが集中することを避けるため、7月5、8、9日にかけて、配布は三日間に分けて行われた。

住所移転や廃業等の理由により配布後に調査票の未達が判明した事業者分については、抽出プログラムを用いて他統計名簿より代替事業者を抽出し、追加の配布を実施した。

配布件数（追加の配布も含む）は、33,825 件であり、業種別の内訳は以下に示すとおりである。

表 調査票配布数及び回収数

業種	配布数	抽出計画上 の標本数※	回収数	有効回答数
製造業	12,696	6,010	7,742	6,764
卸・小売業	11,417	7,080	6,929	6,204

業種	配布数	抽出計画上 の標本数※	回収数	有効回答数
外食産業	2,822	1,551	1,163	1,163
農業・林業	6,400	2,449	3,052	2,647
漁業	490	242	421	153
合計	33,825	17,332	19,307	16,931

※誤差率が一定以下となるために必要な標本数

②調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応

受託事業者は、7月8日から9月20日かけて（土日祝日を除く）、9～18時までの間、問い合わせ専用電話回線を設置した。調査客体からの調査内容等に関する照会に対しては、照会対応事例集に沿った対応が行われた。

③調査票の回収・督促

受託事業者は、経済産業省及び農林水産省に届く調査票を、週2～3回程度の頻度で回収し、回収状況を整理した。回収した調査票は、関係者外秘情報として取り扱い、入退室管理されたオフィス内のキャビネットにて保管し、情報管理に万全を期した。

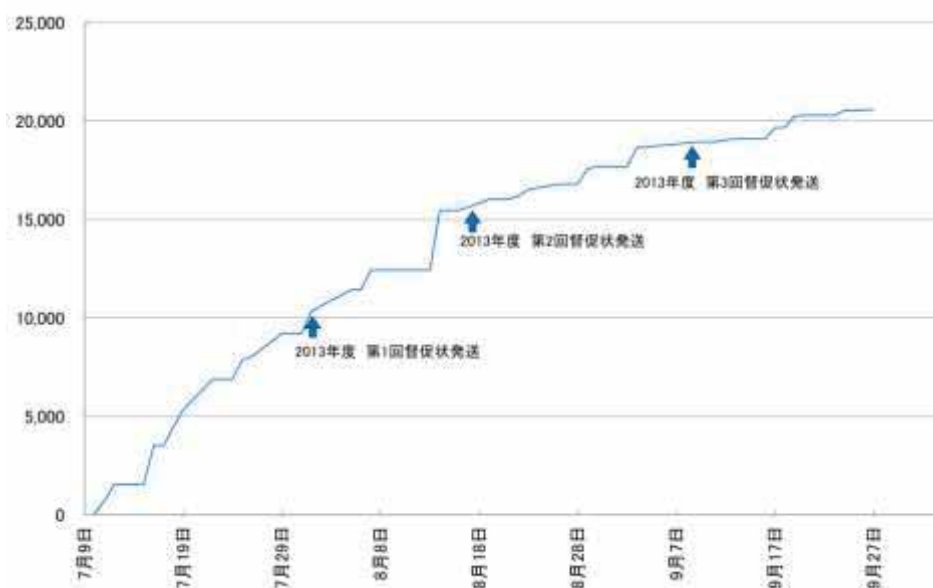
調査票上の締め切り時点で未提出の調査客体に対しては、督促状の配布を行った（全3回）。また、前年度調査における容器包装種類別・業種別の利用量上位20社及び製造量上位10社については、電話による督促を行った。調査票上の〆切日（7月31日）までの回収状況を踏まえ、その時点で未回収の企業に対して実施した（第1回電話督促）。具体的には、調査票の到着の確認、調査への協力依頼（返送予定日の確認）を行った。続いて、督促状上の〆切日（8月14日）までの回収状況を踏まえ、第2回電話督促を実施した。その後、返送予定日を過ぎても回答のない企業に対しては、再度の督促を実施し、回収率の向上に努めた。電話督促を行った414社のうち、270社から有効回答を得た。大手企業全体では、789社中645社から有効回答を得た。

督促状の配布時期と件数

	期間	件数
督促状発送	8月1日～14日	29,423
第1回督促電話	8月6日～20日	414
再督促状発送	8月22日～30日	19,551
第2回督促電話	8月21日～9月10日	239
再々督促状発送	9月10日～17日	17,162

督促状の発送と回収件数の推移

(件)



④調査票の回収状況の管理及び電子化

受託事業者は、調査票の回収日、授受方法、データ形態等の情報を整理し、調査票の回収状況を管理した。回収された調査票については、関係社外秘情報として取り扱い、入退室管理されたオフィス内のキャビネットにて保管している。

また、回収した調査票データは電子化し、回収調査票入力データとした。

(4) 審査

受託事業者は、回収調査票入力データについて、調査の項目ごとにエラーチェックプログラムを適用し、論理的に明らかにエラーと判断出来るデータの自動補正を行った。また、エラーチェックの結果無効票となった調査票を中心に、提出された調査票の内容について審査を行い、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行った。

疑義照会件数

平成 25 年度	
調査票	1,405
簡易回答票	2,964

※ 調査票・簡易回答票の件数ではなく、照会の件数ごとにカウント。

※ 簡易回答票は容器包装を利用も製造もしていない事業者の調査票。

(5) その他の業務の状況

①集計データ及び統計表等の作成

受託事業者は、回収調査票入力データを集計し、第1報から第3報の集計データ及びそれを拡大推計した統計表を作成した。

集計結果の数値検証のため、容器包装種類別・業種別の利用量上位20社及び製造量上位10社の本年度調査と昨年度調査データとの比較を行った。

②報告書統計表等の作成

受託事業者は、報告書統計表から、比率等算出プログラムを用いて容器包装リサイクル法に基づく特定事業者の再商品化義務量に係る量・比率等の数値案及びその算定関係資料を作成し、併せて電子媒体も作成した。

過年度の調査と比較し、変動が大きい数値については、計算プロセスを遡り、変動に影響を与えている企業を特定し、疑義照会も実施。

③次年度調査に向けた準備

受託事業者は、次年度調査客体の抽出計画作成時点において利用する最新の他統計名簿について、経済産業省及び農林水産省と共同で目的外利用申請（二次利用申請）を行い、他統計名簿を基に平成26年度調査客体の抽出計画を作成した。

母集団の統計データを基に、一定の誤差率の範囲に収めるよう規模別業種別に発送数を定めている。抽出計画において抽出率が100%の区分については、抽出できた企業全件を調査対象としている。抽出率が100%でない区分については、抽出計画上の発送数を満たす件数の企業をランダムに抽出している。また、調査結果に大きな影響を与えると考えられる、利用事業者で昨年度上位20社に入っていた企業、製造事業者で昨年度上位10社に入っていた企業等については、上記の抽出作業とは別に、発送対象に含めることとしている。

また、抽出計画に基づき抽出プログラムを用いて平成26年度調査の第1報発送リストを作成した。

5. 総合評価と今後の事業について

(1) 総合評価について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を通じた事業の実施は、事業の計画的な推進、マニュアルに基づいた問い合わせへの対応、統計上の目標達成に必要な工夫、必要な報告や確認等の確保されるべき質の向上、民間事業者の創意工夫を発揮し、質の観点の具体的な効果、経費削減の観点等に寄与した。

(2) 平成26年度事業について

当年度についても入札監理小委員会の審議を経て、以下、事業を開始している。平成26年度は平成25年度よりも入札公告の開始時期を早め、事業の開始を早めることにより事業者が比較的余裕をもった事業の実施ができるよう考慮した。

契約期間：平成26年4月30日から平成27年3月30日

受託者：株式会社三菱総合研究所

契約金額：39,000,000円（税抜き）

入札公告は平成26年3月13日に行い入札は同4月14日であった。入札説明会には2社の事業者の参加があったが、結果として1者応札となった。

本事業の入札説明会へ参加した企業や、平成25年度事業の入札や説明会に参加した企業に確認し、1者応札となった背景の分析を行ったところ、事業の質を確保しながら価格競争を行うことが困難、比較的大規模な調査であるため短期的に人員を確保することが困難、統計業務を主体とした業務であるため独自提案が行いにくいとの背景が考えられた。これは、この事業が既に平成25年度からの市場化テストの枠組みにより一定の競争を経た結果として、他者の入札が行えなかったことを背景とした、1者応札であったと考えられる。

(3) 今後の事業について

事業全体を通じた実施状況は、以下に示すとおりである。

- ① 事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等がなかった。
- ② 経産省においては、入札や契約手続きの運用状況にかかる報告等を行う外部有識者からなる契約等評価監視委員会を設置しているとともに、一者応札、高落札率かつ同一者連続落札となった事業は外部監査人が審査するなど、実施状況についてチェックを受ける体制が整っている。
- ③ 公共サービス改革法の民間競争入札し、平成25年度については2者が応札しており競争性が確保された。他方、平成26年度については1者応札となった。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成している。

⑤公共サービス改革法の民間競争入札を実施する前の平成23年度（41,500千円）及び平成24年度（43,500千円）の委託費（請負）と比較すると、公共サービス改革法の民間競争入札による平成25年度は40,000千円（前年比▲8.8%、前年差▲3,500千円）に削減している。平成26年度は39,000千円（前年比▲2.6%、前年差▲100万円）と削減している。

以上のことから、容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の「市場化テスト終了基準」を概ね満たしており、市場化テストを終了することとし、経済産業省及び農林水産省の責任において行うこととしたい。

終了後も公共サービス改革法の民間競争入札のプロセスを通じて進めてきた、公共サービスの質、実施期間、入札手続及び情報公開に関する事項を踏まえた上で、自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくこととしたい。